

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年2月13日
【発行者（受託者）名称】	株式会社りそな銀行
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩永 省一
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	株式会社りそな銀行 不動産営業部 東京不動産サービス部 カストディグループ グループリーダー 野口 雄介
【電話番号】	03（6704）2111（大代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	合同会社京都悠洛
【代表者の役職氏名】	代表社員 一般社団法人京都悠洛 職務執行者 本郷 雅和
【住所又は本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	株式会社りそな銀行 不動産営業部 不動産アセットマネジメント室 グループリーダー 飛安 良治
【電話番号】	03（6704）2111（大代表）
【届出の対象とした募集有価証券の名称】	ホテルトークン 悠洛・京都三条（譲渡制限付）
【届出の対象とした募集有価証券の金額】	9,695,000,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年2月9日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、発行者の指定する販売先である株式会社りそな銀行（銀行勘定）の状況等に関する事項を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国信託受益証券の募集（売出）要項

14 その他

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益証券の募集（売出）要項】

14【その他】

<訂正前>

（前略）

(5) 指定先への販売

発行者は、発行者が指定する販売先として、株式会社りそな銀行（銀行勘定）（以下「指定先」ということがあります。）に対し、本募集の対象となる本受益権のうち、500口を取得させる予定です。

(6) 売却・追加発行の制限について

- ① 本募集に関連して、指定先に、一般受益権募集の取扱契約締結日から本信託契約に定める信託終了日または2032年5月31日のうちいずれか先に到来した日（当日を含む。）までの期間中、取扱会社の事前の書面による同意なしには、本受益権の譲渡等を行わない旨を取扱会社との間で合意するよう要請する予定です。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(5) 指定先への販売

発行者は、発行者が指定する販売先として、株式会社りそな銀行（銀行勘定）（以下「指定先」ということがあります。）に対し、本募集の対象となる本受益権のうち、500口を取得させる予定です。指定先の状況等については、以下のとおりです。

① 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	株式会社りそな銀行
	本店の所在地	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 岩永 省一
	資本金（2024年2月13日現在）	2,799億円
	事業の内容	銀行・信託業務
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社りそなホールディングス(100.0%)

b. <u>発行者と指定先との間の関係</u>	<u>出資関係</u>	発行者が保有している指定先の株式の数 (2024年2月13日現在)	二
		指定先が保有している本受益権の数 (2024年2月13日現在)	二
	<u>人事関係</u>	指定先は、受託者と同一の会社であり、委託者との間の人事関係はありません。	
	<u>資金関係</u>	受託者は、指定先との間で、2024年3月8日付で金銭消費貸借契約を締結し、信託設定日である2024年3月12日付で金銭消費貸借契約に関連する担保権の設定契約等の関連契約を締結し、ローン受益権の償還等のための資金の借入れを行う予定です。	
	<u>技術又は取引等の関係</u>	指定先は、発行者の発行する本信託の精算受益権（後記「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 1 概況 (1) 信託財産に係る法制度の概要」に定義します。）を保有します。また指定先は、貸付人として、受託者に対し、ローン受益権の償還等のための資金の融資を行います。そして、指定先はアセット・アセットマネージャーとして、受託者から委託を受けて、本件不動産受益権（本件不動産受益権に係る不動産管理処分信託契約が終了した場合には、投資対象不動産）の取得、処分、運営及び管理等並びに金銭の取得、処分及び管理等に関する業務を行います。	
c. <u>指定先の選定理由</u>		本受益者の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。	
d. <u>取得させようとする本受益権の数</u>		500 口	
e. <u>受益権の保有方針</u>		委託者は、指定先より、指定先が保有している本受益権については、特段の事情がない限り、保有を継続する意向であることを確認しています。	
f. <u>払込みに要する資金等の状況</u>		委託者は、指定先が 2023 年 6 月 27 日に提出した第 21 期有価証券報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照表における現金及び預け金を確認することにより、指定先が上記 500 口の払込みに要する資金を有していると判断しています。	
g. <u>指定先の実態</u>		委託者は、指定先より、反社会的勢力等とは一切関係ない旨の説明を受けており、指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しています。	

② 本受益権の譲渡制限

指定先は、本募集に関連して、その保有することになる本受益権の売却等の制限に関する合意をします。その内容については、後記「(6) 売却・追加発行の制限について」をご参照ください。

③ 発行条件に関する事項

本募集における本受益権の一部を指定先に取得させるものであり、指定先による取得は本募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

④ 受益権併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

⑤ その他参考になる事項

該当事項はありません。

(6) 売却・追加発行の制限について

- ① 本募集に関連して、指定先は、一般受益権募集の取扱契約締結日から本信託契約に定める信託終了日または2032年5月31日のうちいずれか先に到来した日（当日を含む。）までの期間中、取扱会社の事前の書面による同意なしには、本受益権の譲渡等を行わない旨を取扱会社との間で合意します。

(後略)